

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成24年3月9日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	月岡 修一	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石川 晃二 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
健康福祉部長	神谷 巳代志 君	経済建設部長	鈴木 重利 君
消防長	三治 金行 君	教育部長	加藤 誠 君
行政経営部次長 兼財政課長	福井 康夫 君	健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田 昇 君
会計管理者 兼出納室長	塚本 邦広 君	秘書政策課長	伏屋 一幸 君
総務防災課長	神谷 元弘 君	高齢者福祉課長	原田 一也 君

都市計画課長 前田 鑛 君 環境課長 森 弘和 君
監査委員事務局長 犬塚 豊和 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

- 議案第1号 平成24年度豊明市一般会計予算について
- 議案第2号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第3号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成24年度豊明市土地取得特別会計予算について
- 議案第5号 平成24年度豊明市墓園事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成24年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
- 議案第7号 平成24年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成24年度豊明市介護保険特別会計予算について
- 議案第9号 平成24年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第12号 市道の路線廃止について
- 議案第13号 市道の路線認定について
- 議案第14号 「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定について
- 議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定について
- 議案第16号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 豊明市税条例の一部改正について
- 議案第21号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第22号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第23号 豊明市立公民館条例の一部改正について
- 議案第24号 豊明市立図書館条例の一部改正について
- 議案第25号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
- 議案第26号 豊明市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について

- 議案第 27 号 豊明市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 議案第 28 号 豊明市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 29 号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第 31 号 愛知中部水道企業団規約の変更について
- 議案第 32 号 愛知県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 議案第 33 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 34 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 35 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 36 号 平成 23 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 37 号 平成 23 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 38 号 平成 23 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 39 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第1号から議案第9号まで及び議案第12号から議案第39号までの37議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は、同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は、挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行

うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第1号の質疑に入りますが、本案は平成24年度の一般会計当初予算でありますので、歳出の1款から14款までを区分して行い、その後、歳入について行います。

最初に、1款 議会費から4款 衛生費までについては質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤恵子議員。

No.3 ○13番(近藤恵子議員)

では、平成24年度は、職員が13人削減されますが、その分の事務は賃金、委託費にどのように振り分けられていますか。金額、人数、委託の内容などがわかれば、答弁ください。

次に、補助金に関しまして、ゼロベースの視点で見直しを図られたとのことですが、その結果、金額が大きく変わったものは何かありますか。

答弁を願います。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、1点目の職員が削減されるがということですが、平成24年度の給与費予算編成に際しての人員削減につきましては、主に再任用職員を代替職員として配置することによりまして対応しており、職員数削減を直接の要因とする賃金、委託料への振りかえはございません。

それから2点目の、補助金に関してゼロベースでの視点での見直しを図った結果、どうなったかということですがけれども、10年以上経過し、かつ1件10万円を超える補助金は68件であります。

金額が大きく変わった補助金でございますが、減額につきましては10件で、大きなものは廃止の1件、これはスポーツデー推進事業費補助金であります。

また、増額につきましては16件で、大きなものとしたしましては、私立高等学校の授業料の補助金、放課後児童健全育成事業補助、資源ごみ回収交付金、太陽光発電システム補助金などがございます。

以上で終わります。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

近藤恵子議員。

No.7 ○13番(近藤恵子議員)

1項目目に対しまして、再任用で対応しているということなんですけれども、再任用は具体的にはどの程度増えて、その分の賃金及び給料に当たるのか、ちょっとわかりませんが、その分はどのくらいあるんでしょうか。

それから、補助金に関して今、増えたほうの10件というのは、何か事業があってやるんですけれども、市民の活動に関してで増えたものとかはありますでしょうか。

No.8 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.9 ○行政経営部長(横山孝三君)

再任用につきましては、現在の9人から7人増といたしました。

それから、補助金の増えたものですが、私立高等学校の補助金は780万円増等々でございます。

以上でございます。

No.10 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

続いて、5款 労働費から8款 土木費までについては通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、9款 消防費から14款 予備費までについては質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

藤江真理子議員。

No.11 ○4番(藤江真理子議員)

それでは、議案第1号 平成24年度豊明市一般会計予算について質疑させていただきます。

1つ目の項目、適正規模等策定業務委託料について。

これは今年度、平成 23 年度末で1つの提言書がまとめられると以前お聞きしましたが、その後どうなっているのかと、あと、来年度も引き続き、この委員会を同じメンバーで継続されるのでしょうか。

具体的な委託業務の内容もお聞かせください。

2点目、給食センター備品購入費(放射能測定器)についてお聞きします。

検査対象となる食材の選定はどのように行うのでしょうか。

食品は調理前の個々の食材なのか、調理後のものなのか。

あと、保育園の給食についての検査はどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

No.12 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.13 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部のほうから1点目でございます、適正規模等の策定業務委託料についてでございますけれども、この内容につきましては、23年度に策定業務を社団法人の地域問題研究所と367万5,000円で契約をいたしまして、6月から3月末までの期間で委託契約を結んでおります。

この間で、それぞれ委託内容につきましては、基礎の調査であるとか、あるいはアンケート調査、それと、それから意見交換会も市内4カ所で開いております。

こういった内容を、それぞれ集約、分析をいただきました。

で、適正検討委員会につきましては、計5回、開かせていただきました。

開きましたけれども、検討の進捗状況を見てみますと、結構、慎重審議をいただいております。

こういったことから、まだ要するに、提言書の提出までに至っていないという内容の中で、来年度ですね、具体的な方策を盛り込んだ中での提言書の策定分としまして、77万7,000円を補正減といたしまして、平成24年度の当初に、この委託料で同額を計上したものでございます。

メンバーにつきましては、同じメンバーをお願いをする予定をしております。

次に、給食センターの備品購入の関係でございますけれども、放射能測定器でございます。

これにつきましては、市独自で学校給食の食材等について放射能測定を事前に実施をし、安全性の再確認を行ってまいりたいと思っております。

これにつきましては今回、当初予算において測定器の購入分として168万2,000円を計上し、給食センターの中央調理場内に機器の設置をしていきたいと思っております。

これについて、学校給食のみならず、保育園の給食食材についても、測定をしていく予定をしております。

なお、測定結果につきましては、市のホームページ等で公表を予定しております。

こういった内容でございます。

以上でございます。

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

藤江真理子議員。

No.15 ○4番(藤江真理子議員)

放射能測定器について再質問させていただきます。

今、保育園の給食食材についても、測定していく予定とのお答えでしたが、保育園や学校以外の、もしも、それ以外の個人だとか業者だとか、そういったところからの検査依頼があった場合は、どのようにされるのでしょうか。

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.17 ○教育部長(加藤 誠君)

まずは、学校給食とそれから保育園の給食、これを対象に実施をしていきたいと、このように思っております。

そのほかの方々、まあ市民の方から、そういったお声がありましたら、それはまた全体的に考える予定でございます。

以上でございます。

No.18 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

続いて、歳入については通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号から議案第7号までの6議案については通告がありませんので、質

疑を終わります。

続いて、議案第8号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤恵子議員。

No.19 ○13番(近藤恵子議員)

では、議案第8号 平成24年度豊明市介護保険特別会計予算について伺います。

介護サービス及び介護予防サービスの給付の計上額が、第5期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画で示されている給付額の見込みの額と一致していませんけれども、その理由は何かありますか。

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.21 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

介護保険の給付費が予算額と第5期の介護保険計画と違っているが、どうしてかというご質問ですが、当初予算の作成時、これは昨年11月であります。この時点では、介護職員処遇改善交付金を介護報酬に移行するための加算率や、国家公務員の地域手当に準じた地域区分の見直しによる上乗せ分の割合が、まだ定まっておりました。

そのため、当初予算には組み入れることができませんでしたが、その後、今年2月に厚生労働省より数値が示されましたので、5期計画には反映することができたということでございます。

以上で終わります。

No.22 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

近藤恵子議員。

No.23 ○13番(近藤恵子議員)

では、もし今後の計画どおり、給付費がいくときには、予算との差についてはどのように考えていますか。

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.25 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

予算額に対しまして給付額が上回った場合は、補正予算をお願いしたいというふうを考えております。

以上です。

No.26 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号及び議案第12号から議案第14号までの4議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第15号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.27 ○14番(山盛左千江議員)

それでは、議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定について質疑をいたします。

対象地において複数の地点で、公共下水の受益者負担の額と本条例による受益者分担額を比較していると思いますけれども、その差額については、どういった結果になりましたでしょうか。

それから、公共下水道に結局、調整区域の方が接続されることとなりますが、公共下水道を使用するのですが、農村家庭排水の受益者分担金のその基準を採用することになりました。その理由について説明をください。

また、そうしたことを決めるに当たって、どういった協議がされたのかについても、お願いいたします。

No.28 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

前田都市計画課長。

No.29 ○都市計画課長(前田 鑛君)

それでは、3点ほどご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず1点目の、対象地において複数の地点で、公共下水の受益者負担額と本条例による分担金を比較した場合、その差額についてのご質問でございますが、そもそも、公共下水の受益者負担金と農集排区域の受益者分担金の算出根拠につきましても、全く異なっ

たものでございます。

したがいまして、比較はできませんが、しかしながら、受益者の皆様方にご理解をいただくことは重要であると考えております。その中で、今回の金額を踏まえ検討してまいりました。

参考までに申し上げますと、この17万6,200円を、公共下水道受益者負担金である平米当たり370円で割りますと、1宅地、約480平米、150坪相当になります。

こうしたことから、都市計画法開発許可の実務の手引きによりますと、市街化調整区域の1宅地の面積が200平米という定めでございます。

そうしますと、200平米を逆に370円で掛けますと、約7万4,000円という金額になります。これに約10万円を上乗せした金額が、今回決定した金額とほぼ同金額であると、このようなことによりまして、今回の分担金は、市街化区域の負担金と比較した場合に、かなり割高になるという感じをしております。

2点目の、公共下水道に接続しながら、なぜ農集排の区域の基準にしたかということでございますが、あくまでも対象地が農集排の区域でございまして、同様に市街化調整区域の流域でございまして、農集排区域の最低単価である給水管口径の13ミリの単価を採用させていただきました。

続きまして3点目の、どういった協議がされたかということでございますが、今回の条例制定におきましては、平成17年から18年の2カ年で開催をされました豊明市公共下水道の進め方検討委員会の審議結果を提言といたしまして、検討してまいりました。

このような形で条例化をしたものでございます。

終わります。

No.30 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.31 ○14番(山盛左千江議員)

同じような面積で、市街地の平均的な面積で計算すると、10万円ぐらいを上乗せすることになるということですが、調整区域の人が接続することで過大な負担があってはならないし、逆に、市街地の人たちは長年、都市計画税を払い続けてみえたし、これからも払い続けていくわけで、そちらが不公平感を感じてもいけないわけですが、この10万円ぐらいと。

まあ土地の面積が広い、狭いによって違ってきますけれども、というのは、都市計画税分ということですが、そういうことに対して住民の理解というか、今後どのように求めていくのか、このことについて不満の声はないというふうには考えられたのか、お願いいたします。

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

前田都市計画課長。

No.33 ○都市計画課長(前田 鑛君)

この10万円につきましては、今現在、他市で実施をしている市町につきまして研究、検討をした中で、10万円という制定がかなり多かったものでございますので、この10万円を採用させていただきました。

また、先ほどもお話をしたように、かなり市街化区域と比べると、今回の農集排と同じような形での金額でございますので、かなり高くなるということでございますので、十分関係受益者の方にはご理解をいただくような形で進めてまいりたいと思います。

終わります。

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号から議案第20号までの5議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第21号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.35 ○20番(前山美恵子議員)

議案第21号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について。

この議案については今回、減免の拡大とそれから均等割減額のその財源の1つとして、限度額の引き上げ案が示されております。

現在の65万円から73万円に引き上げられるところですが、この影響を受ける所得の階層について、どれくらいの所得階層か。

また、影響を受けるのは何世帯くらいいらっしゃるのでしょうか。

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.37 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

国民健康保険税についてはご承知のとおり、所得割、資産割、均等割、平等割の合計で

課税をしております。

資産割の増減によって変わりますので、資産割がないとすると、給与収入の場合で年収1,000万円ほどの方から影響が出ると考えられています。

それから、なお影響を受ける世帯数ですけれども、372世帯と見込んでおります。

以上です。

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、議案第22号については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第23号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.39 ○20番(前山美恵子議員)

議案第23号 豊明市立公民館条例の一部改正についてであります。今回の一部改正については、地域主権改革の第2次一括法で社会教育法の一部が改定をされました。

公民館に置かれる公民館運営審議会の委員の委嘱の基準についてであります。これが法律から抜けて地方条例に変わるということで、この条例の中に1項目加えられました。

それで、任命基準が文科省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなりました。

その点について、改正前と改正後では責任の所在がどうなるのか。

それから、「参酌すべき基準」という言葉が言われております。これはどういう基準か。

それから、参酌すべき基準を行ったかどうか、地方で行ったかどうかは、どこで判断をされるのでしょうか。

そして、地方の条例規定にこれはなるということによって、財源保障については変化があるのかどうか、この点についてお聞かせください。

No.40 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.41 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、公民館条例の一部改正についてお答えをさせていただきます。

この公民館運営審議会の設置は、社会教育法の定めるところにより、置くことができるという規定になっていることから、この法律の一部改正にかかわらず、審議会の設置に係る

責任の所在は自治体にあると思っております。

また、参酌すべき基準とは何かということですが、ご存じのとおり、文科省令の第42号でございますけれども、今回のこの改正で、省令に規定された参酌基準は、法の一部改正で削除された内容と同様のものがございます。

この基準に基づき、自治体が条例に規定したかどうかのチェックにつきましては、今後、調査が実施されると思っておりますけれども、チェックするという内容はないというふうを考えております。

また、財源措置でございますけれども、この社会教育法の一部改正前においても、地方交付税の算定の対象となっているところでございますけれども、というふうに財政のほうからは聞いております。

改正後、どのようになるかということでございますけれども、これにつきましては今のところ、国からの通知はございません。

以上でございます。

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.43 ○20番(前山美恵子議員)

議案第24号について、これは豊明市立図書館条例の一部改正について。

これも、先ほどの公民館条例の一部改正と全く同様であります。地域主権改革一括法の、第2次一括法の改正によって、今度は図書館協議会も公民館と同様に、任命基準について省令で定める基準を参酌して条例で定めるということになりました。

同じような質問になるんですけれども、同じようにお答えをいただけるでしょうか、よろしく申し上げます。

No.44 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.45 ○教育部長(加藤 誠君)

この内容につきましても、図書館条例の一部改正につきましても、図書館法の第14条

で、図書館に図書館協議会を置くことができると規定されており、設置義務はありませんでした。

また、同条の第2項で、協議会は図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機会とするという内容でございました。

これを、それぞれ図書館が必要に応じ任意で設置をしております。

したがいまして、当然のことながら、責任の所在は改正前後とも変わりはないというふうに思っております。

以上でございます。

No.46 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号から議案第27号までの3議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第28号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤郁子議員。

No.47 ○3番(近藤郁子議員)

議案第28号 豊明市介護保険条例の一部改正について伺います。

まず、軽減される対象の人数と、それと逆に、増加になる対象の人数とその割合について、5期と、その後の予測がございましたら教えてください。

そしてもう一点、基金の本来のあり方と基金の推移についてもお伺いいたします。

No.48 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.49 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

保険料が軽減される対象の数と、増加になる対象の数は。また、その割合について、その第5期計画と、その後の予測についてのご質問かと思えます。

第5期介護保険計画では、第1号被保険者の数を1万4,846人と見込んでおります。

その中で、調整率の引き下げにより負担軽減を図るのは、第1段階から第3段階でござ

います。

対象者は 3,038 人で、全体の 20.5%になります。

また逆に、引き上げましたのは、本人所得 500 万円以上 800 万円未満の9段階から、1,000 万円以上の 11 段階であります。512 人、全体では 3.4%となっております。

今後の予測としましては、高齢者人口と合わせて要介護者の増加は確実であると思われれます。

介護サービス利用者の増加による介護給付費が伸びることになります。その分、保険料にはね返ってくるのではないかという予測を持っております。

2つ目の、基金の本来のあり方と基金の推移についてでございますが、介護準備基金は保険料収入の残りを積み立てて、次期計画の保険料抑制の原資としたり、急激に給付費が伸びたときに繰り入れしたりするときのものでございます。

保険料は、計画期間である3年間の給付を見込み、そのうちの約 20%分を、第1号被保険者の保険料として設定しております。

基金の積み立て分を当て込んで、保険料を設定することはしておりません。

第5期に、2億 5,000 万円取り崩すことにより、基金残は約1億 2,000 万円になります。

今後、どの程度基金が積めるのか、また取り崩すことになるのかは、給付の伸び次第であり、現時点では不確定であります。

以上で終わります。

No.50 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤郁子議員の質疑を終わります。

続いて、前山美恵子議員。

No.51 ○20番(前山美恵子議員)

同じく、議案第 28 号の介護保険条例の一部改正について。第5期事業計画では大幅な引き上げになりました。第4段階から大幅に引き上げがされるようになりましたけれども、その要因については何でしょうか。

それから、保険料を引き下げのための県の財政安定化基金、これは国から繰り入れをするようにという通達が出されておりますけれども、これはどれくらい繰り入れられて、どれくらい引き下げに反映されたのか、これもわかりましたら。

それから、市の基金からの繰入額は先ほど言われましたが、もう一度。

それから、新聞報道では介護保険料の減額というふうに掲載をされております。この前の一般質問の中でも、第3段階以下は、これは引き下げが確実になっておりますが、その他は引き上げがされておりますので、引き下げが報じられましたけれども、まず、一般会

計からの繰り入れが、きちっとされたのかどうかという点について、お聞かせください。

No.52 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.53 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

まず1点目の、第5期事業計画による大幅な引き上げになった要因は何かということですが、第5期の保険料が、第4期と比べて大きくなった要因としましては、高齢者人口の増加を加味して、第4期と第5期の給付費を計画値で比較をさせていただきます。

そうしますと、約10億円増えるの見込んでおります。その分が保険料が上がったということでございます。

参考までに、第4期の標準給付見込額は87億2,000万円で、第5期では97億7,000万円となっております。

次に、県の財政安定化基金はどれだけ繰り入れられたかということでございます。

財政安定化基金につきましては、国から保険料の急激な上昇を抑えるために、都道府県に財政安定化基金を取り崩して、市町村に配分するよというような通達が出ました。

その結果、愛知県より、約1,930万円が繰り入れられる予定になっております。

参考までに、月額に直しますと、保険料には38円、影響しているということでございます。

次に、市の基金の繰入額はということでございます。

先ほども申し上げましたが、2億5,000万円です。

参考までに申し上げますが、これは基金を入れなかった場合の保険料は5,010円というふうになっておりますので、約500円ぐらい引き下げになったということでございます。

次に、新聞報道では介護保険料の引き下げが報じられたが、一般会計からの繰り入れにより引き下げが行われたかということですが、一般会計からの繰り入れは制度上、縛りがあり、給付費に対する法定分、原則12.5%なんです、これ以外は認められておりませんので、保険料引き下げのために繰り入れはしておりません。

以上でございます。

No.54 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.55 ○20番(前山美恵子議員)

市民の方は、介護保険料の減額ということに大変期待を持っているんですけども、前年と比較をしてみたら、減額じゃなくて引き上げになっていたじゃないかという声があるんですけども、引き下げの努力は、これ以外にないということでしょうか。

No.56 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.57 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

介護基金が、私どもは3億7,000万円ありました。それを今回、第5期は私ども以外、全国的に保険料が上がるという予測がありまして、それを取り崩すというような施策を打ち出しているところが大変多くございましたので、私どもとしましても、この3億7,000万円をある程度取り崩すことによって、保険料の高騰を抑制するということでございます。

以上で終わります。

No.58 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号から議案第32号までの4議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第33号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤善人議員。

No.59 ○6番(近藤善人議員)

それでは、議案第33号 平成23年度一般会計補正予算についてお伺いします。

その中の環境監視員報酬についてお伺いします。

1点目、執行率の低い理由をお尋ねします。

2点目、2名分の報酬だと思うんですが、1名の方は、半分しか監視してないと思うんですけども、その影響はあったかどうか、お願いします。

No.60 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.61 ○経済建設部長(鈴木重利君)

ご質問のとおりですね、環境監視員2名体制で土・日もカバーして監視しております。

2名のうちの1人ですね、勤務日数が減ったための減額でございます。

その減ったことによる影響でございますが、幸いなことに、23年度は特にございませんでした。

終わります。

No.62 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

近藤善人議員。

No.63 ○6番(近藤善人議員)

それでは、1.5人でも十分、監視には影響がなかったと理解してもよろしいですよ。

No.64 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.65 ○経済建設部長(鈴木重利君)

幸いなことに、23年度はそういう結果がありましたが、やはり私どもが持っております環境監視員設置に関する規則のとおり、同等日数をお二人で賄って充実した監視にしたいと考えております。

決して、1.5人で可能だからという問題ではないと考えております。

終わります。

No.66 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

続いて、早川直彦議員。

No.67 ○5番(早川直彦議員)

議案第33号 平成23年度豊明市一般会計補正予算、文化会館費についてお伺いします。

文化会館維持管理事業、市債2,510万円を一般財源に振りかえた理由についてお聞かせください。

No.68 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.69 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、お答えさせていただきます。

これは、平成 22 年度から 23 年度にかけて継続事業として実施をいたしました、文化会館の音響設備の改修工事でございます。

この財源の一部を起債によることで計画をし、工事を行いました。

内容としましては、総工事費が 5,103 万 9,000 円。このうち、平成 23 年度分としましては 3,623 万 8,000 円であり、当初予算において、その内訳として 2,510 万円を起債により、残りを一般財源といたしたものでございますが、今回、この起債を一般財源へ振りかえる理由といたしましては、年度末における財政状況から、一般財源において対応することが可能となったことにより、起債による必要がなくなったということでございます。

以上でございます。

No.70 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.71 ○14番(山盛左千江議員)

同じく、平成 23 年度一般会計の補正についてお伺いいたします。

2点お伺いいたしますが、まず1つ目。

補正予算書の 37 ページ、38 ページにあります土地改良事業の補正についてです。

その中の地域用水環境整備事業負担金の、まず、出のほうは 1,764 万円余減額となっております。

入のほうを見ますと、県の補助金が 335 万円余と市債が 3,180 万円余、合計で約 3,500 万円減額されていて、一般財源のほうは 840 万円増えているという、そういう補正になっております。

県の補助金の削減の理由についての、今後の見通しということについての通告をいたしました。この県の補助金の 335 万円ほどは、この地域用水の環境、いわゆる勅使池とは関係ない別の補助金であったということが、後から聞き取りでわかりましたので、この説明というか答弁はいただかなくてもよろしいです。

その2つ目の、市債を一般財源に振りかえた理由について、先ほどの早川議員の質問と

同類になりますけれども、勅使池の工事が、県の事業縮小により全体として枠が小さくなったということが、最初の補正予算の説明の中でありましたが、その減った以上に市債の借り入れをやめているわけですので、その考え方についての説明をいただきたいと思いません。

それから2つ目、小学校の管理事務事業についてお伺いいたします。

補正予算書の49、50ページにあります。学校の教育費寄附金が245万円、市民の方からいただけたというふうに歳入に上がっております。

そのうちの200万円の使途についてお伺いしたいわけですが、245万円の45万円については、図書及び器具の購入ということで、何に使われたか、よくわかるような補正予算書になっておりますが、200万円の部分については、予算書を見ると、出の説明がすべて減額補正になっておりまして、どこにどのように、この200万円が使われたのかが全くわかりません。

寄附者の使途の希望にしっかりこたえたものであったのかどうか、その内容と、寄附者のご意見というかが希望があったのであれば、その点についても、あわせてご答弁をお願いいたします。

No.72 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.73 ○経済建設部長(鈴木重利君)

経済建設部に2点いただいておりますが、1点目はいいということで、2点目の市債を一般財源に振りかえた理由でございますが、市債を減らすための手だてです。

終わります。

No.74 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.75 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、2点目の寄附の関係でございます。

教育の寄附金の245万円につきましては、昨年12月の末に、お二人の市民の方から寄附をいただいたものでございます。

教育委員会はもとより、市教育行政に対してのご厚意に厚く感謝をし、お礼を申し上げます。

200万円のご寄附をいただきました方は、教育行政、具体的には教育支援に必要と思わ

れる学校備品の購入用途をご希望されておみえでありました。

したがいまして、3月の補正予算で歳入歳出を計上しており、歳出につきましては、小学校管理事務事業の管理用備品購入費に 200 万円、予算を確保しております。

備品の購入品目につきましては、ご寄附をいただきました方のご意志におこたえをし、車いす対応の階段昇降機などの支援を必要とする児童のために、教育支援員の充実を目的に使わせていただきたいというふうに思っております。

なお、管理用備品購入費につきましては、227 万 3,000 円の減額補正となっておりますが、議員も既にご承知のとおりでございますが、小学校の机やいす等の備品購入に際しまして、入札の執行残が生じております。

入札の執行残につきましては、補正減をした上で寄附金の 200 万円を新たに計上した結果、差し引きとして 227 万 3,000 円の減額補正となったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

No.76 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第 33 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 34 号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.77 ○14番(山盛左千江議員)

平成 23 年度の国保の特別会計の補正予算についてお聞きいたします。

国保のほうの補正予算の4ページ、5ページ、歳入の部分ですけれども、一般被保険者の国保税の歳入が1億 8,800 万円ほど減額されております。

このところ、これほどの税の減額はちょっとめずらしいので、その理由について説明をいただきたいと思えます。

それから、今度それを補うための収入であります、その他一般会計の繰り入れ3億 800 万円余ですけれども、医療費の増加と、それから国保税の減収を補てんするものというふうに、本会議場でも説明を受けておりますが、この点について、収入の減の分はいいですが、医療費の伸びた部分についての見込みというか、読みはどのようにされて、この金額になったのか、お願いいたします。

No.78 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.79 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

国民健康保険税の1億 8,800 万円ほどの減額でございますけれども、当初予算に見込みました額よりも、現状を精査しますと、不足というか、それだけ入ってこないということがわかりましたので、減額するものでございます。

なお、次の質問とも関連しますけれども、この不足します財源については、一般会計より繰り入れをお願いするものでございます。

それから、繰入金金の3億 860 万円ほどの増額ですけれども、12月に医療費の不足分として補正を計上しておりますが、その後の医療費の動向として、インフルエンザの流行等を加味しまして、今回、保険給付費で1億 1,000 万円ほど、過年度分の国庫負担金の医療費分の返還金の補正額、さらに保険税の収入の減を合わせまして3億円程度、一般会計から繰り入れすることをお願いしているものでございます。

以上で説明を終わります。

No.80 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.81 ○14番(山盛左千江議員)

一般会計からの繰り入れ約3億円についてですが、収入が減った分の補てんはいたし方ないだろうというふうに思いますが、23年度におきまして、一般会計からの繰り入れが多過ぎて3億円ほど残りましたよね。

それも、1年前にもインフルエンザの流行を心配して、余分に繰り入れておいたということだったんだと思いますが、今年度においてのインフルエンザ等の増額の見込みというのは、また、23年度と同じようなことになるのでしょうか。

多少余分を見て、安全策をとっての繰り入れというふうに考えてよろしいでしょうか、お願いいたします。

No.82 ○議長(平野敬祐議員)

山盛左千江議員、もう一度、年度を正確に、何年度のお話ですか。

No.83 ○14番(山盛左千江議員)

3億 800 万円の繰り入れについて。

No.84 ○議長(平野敬祐議員)

年度、何年度のお話ですか。比較年度、22年度の間違いじゃないですか。今、23年度の補正をやっていますから、もう一度、すみません、質問してください、最初から。

No.85 ○14番(山盛左千江議員)

一般会計からの繰り入れ分3億 860 万円、今回の補正ですけれども、その国保税の減収による繰り入れ以外の部分、医療費の増額の部分について、インフルエンザ等の流行を加味してということだったのですが、1年前の、ごめんなさい、1年前、そうですね、1年前のときにも、そういった理由でたくさん繰り入れをして、23年度に繰り越したという実態があるものですから、23年度の今回のこの繰り入れについては、同じようなことが起こる可能性があるのか。

いっぱいいっぱい繰り入れなのか、多少安全策を見た余裕の繰り入れなのかということをお伺いいたしました。

わかりましたか。

No.86 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.87 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

医療費の診療分ですけれども、補正予算を組む段階でも、請求そのものは11月分までの請求しかわからないものですから、どうしても、この冬場の医療費、一番風邪だとか、まあインフルエンザもそうですけれども、そういった部分についてはかなり不確定で、最大限見込んで補正をしております。

ですから、22年度に繰り越しが出た分ですね、それと同じような結果になるかもわかりませんし、もうぎりぎり支払いが済むという場合も起こり得ます。

以上です。

No.88 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第36号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤恵子議員。

No.89 ○13番(近藤恵子議員)

では、議案第 36 号につきまして、件名のところで「24 年度」と書いてしまいましたけれども、実際には、平成 23 年度豊明市土地取得特別会計補正予算についてですので、その件について質問いたします。

土地の売り払いの収入が予算額よりも 726 万 1,000 円減額しています。

まず、最初に予算計上したときのその土地の収入の根拠、そして売却価格がどうやって決まったか。

また、相応分の土地の取得価格はどれだけであったのかを答弁ください。

No.90 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷総務防災課長。

No.91 ○総務防災課長(神谷元弘君)

3点についてご質問いただきましたので、お答えをいたします。

まず、予算の根拠は何かということですが、これは固定資産の路線価を基準にして算定をしております。

2点目の、売却の根拠ということですが、

これは一般競争入札で行っております。

3点目、取得価格はということですが、諸経費込みで 3,536 万 400 円となっております。

以上です。

No.92 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

近藤恵子議員。

No.93 ○13番(近藤恵子議員)

こういったとき、例えば予算の路線価と入札の価格の差額に対して、何か売り払う、売り払わないときの基準があったりとか、取得価格に対して何パーセントとか、そういった基準はお持ちですか。

No.94 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷総務防災課長。

No.95 ○総務防災課長(神谷元弘君)

これは一般競争入札でございますので、市場価格で売却しております。
以上です。

No.96 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 36 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 37 号から議案第 39 号までの3議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 37 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、予算特別委員会及び所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審査のため、明3月 10 日から3月 21 日までの 12 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.97 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月 10 日から3月 21 日までの 12 日間を休会とすることに決しました。

3月 22 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時53分散会